特定非営利活動法人
在宅福祉サービスウイズ　定　款

定　　款

第１章　　総　　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人在宅福祉サービスウイズという。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を東京都昭島市に置く。

（目　的）

第３条　この法人は、障害者(児)、高齢者、児童など援助を必要としている人に対して、その者の生活支援に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

(1) 介護保険法に定める訪問介護、介護予防訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援、及び第一号事業に関する事業

(2) 障害者総合支援法に定める居宅介護、行動援護、重度訪問介護、同行援護、共同生活援助、一般相談支援、特定相談支援、及び地域生活支援に関する事業

(3)児童福祉法に定める障害児相談支援に関する事業

(4)障害者(児)・高齢者の生活支援及び乳幼児の保育・子育て支援に関する事業

(5) 障害者（児）及び高齢者の生活支援、並びに乳幼児の保育及び子育て支援の相談に関する事業

(6) 障害者（児）及び高齢者を対象とする余暇支援の企画,運営に関する事業

(7) 障害者（児）及び高齢者の生活支援、並びに乳幼児の保育及び子育て支援に関する研修会の企画、運営に関する事業

(8) 訪問介護員、及び障害者(児)移動支援従業者養成研修に関する事業

(9) 上記各号に付帯関連する事業

第２章　　会　　員

（種　別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人
(2)　賛助会員　この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

（入　会）
第７条　会員の入会については、特に条件は定めない。
２　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
３　理事長は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
４　理事長は、第２項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会　費）
第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 会費を滞納して１年以上経過したとき。
(4) 除名されたとき。

（退　会）
第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

（除　名）
第11条　会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
(1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）
第12条　既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章　役　員

（役員の種別及び員数）

第13条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理　事　８人以上１５人以内

(2) 監　事　１人以上２人以内

２　理事のうち１人を理事長、１人以上２人以内を副理事長とする。

（役員の選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（役員の職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（役員の任期等）

第16条　役員の任期は２年とする。後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。ただし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）
第18条　理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事及び監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償するこができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　　会　　議

（種　別）
第20条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第22条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
(4) 事業報告及び活動決算
(5) 役員の選任及び解任
(6) 役員の職務及び報酬
(7) 会費の額
(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他、新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営
(10) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第23条　通常総会は、毎年１回会計年度終了後、３か月以内に開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）
第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも開催日の５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第25条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第26条　総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）
第27条　総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

（総会での表決権等）
第28条　各正会員の表決権は平等なものとする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面もしくは電磁的方法をもって表決をし、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条の規定の適用については出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法をもって表決又は表決委任をする者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその総会において会員から選任された議事録署名人２人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条　理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない事業の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　理事会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２号の場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも７日前までに通知しなければならない。ただし、理事長が、緊急に開催する必要があると認める場合にはこの限りではない。

4　理事会は、理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

（理事会の議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故ある場合には、他の理事があらかじめ定められた順序により議長となる。

(理事会の議決)

第35条　理事会の議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）
第36条　各理事の表決権は平等なものとする。
２　やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決をすることができる。
３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）
第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 理事会の日時及び場所
(2) 理事の総数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第５章　資　産

（資産の構成）
第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄附金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

（資産の管理）
第39条　本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章　会　計

（会計の原則）
第40条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（事業年度）
第41条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）
第42条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第43条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）
第44条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第45条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第46条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）
第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第48条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上

の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

（解　散）

第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第50条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（合　併）

第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　　公告の方法

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第９章　　事　務　局

（事務局の設置）

第53条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第54条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第55条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

第10章　雑　則

（細　則）

第56条　この定款の施行及びこの法人の運営に関する必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附　則

1．この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2．この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3．この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年3月31日までとする。

4．この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年3月31日までとする。

5．この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6．この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

協力会員については　年会費金1,000円

賛助会員については　年会費１口1,000円

別　表　　設立当初の役員

役職名	氏　名
理事長	下　平　雅　子
副理事長	高　橋　知　子
理　事	石　本　陽　子
理　事	岩　野　たみ子
理　事	小名木　敦　子
理　事	北　野　順　子
理　事	久　保　洋　子
理　事	久保田　光　雄
理　事	下　平　隆　靖
理　事	高　橋　惠　子
理　事	橋　本　　恵
理　事	前　田　　稔
理　事	山　本　宣　子
監　事	高　橋　　眞

附　　則

１．この定款変更は、東京都の変更認証を受けた時から施行する。

＊参考　定款変更の経緯

平成11年10月17日　作　成
平成12年12月 6日　第2条2項、第5条、第16条1項　変更認証
平成13年 6月10日　第2条　変更認証
平成15年 2月20日　第5条　変更認証
平成16年 1月12日　第5条　変更認証
平成17年12月 6日　第6条、第7条、第9条、第10条、第13条、第15条3項、第21条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、 第36条、第37条2項、第48条、第49条2項 変更認証
平成19年1月29日　第5条　変更認証
平成21年11月13日　第5条、第16条、第28条　変更認証
平成22年12月28日　第3条、第4条、第13条、第16条、第28条、第29条　変更認証
平成24年 6月18日　第5条　変更認証
平成26年11月13日　第5条、第15条、第22条、第42条、第46条、第48条　変更認証
平成29年 8月17日　第5条　第13条　変更認証
平成29年 9月19日　第2条　変更済
平成30年 6月 5日　第52条　変更認証中